

守谷市
子ども読書活動推進計画

守谷市教育委員会

平成19年3月

守 谷 市 民 憲 章

わたしたちは、利根・鬼怒・小貝の清流と豊かな緑につつまれた歴史と伝統に輝く守谷の市民です。

この郷土を愛し、健康で明るく住みよい文化都市を目指して、ここに市民憲章を定めます。

- 1．水と緑に親しみ、自然を愛し、美しいまちをつくります。
- 1．豊かな心を育て、身体を鍛え、健康なまちをつくります。
- 1．教育文化を高め、個性を伸ばし、潤いのあるまちをつくります。
- 1．明るい家庭を築き、決まりを守り、平和なまちをつくります。
- 1．互いに助け合い、責任を果たし、生きがいのあるまちをつくります。

守谷市子ども読書活動推進計画

目次

第1章 はじめに	1
第2章 基本の方針など	3
1 基本の方針	3
2 計画の対象	4
3 計画の期間	4
第3章 子どもの読書活動の推進のための方策	5
1 家庭，地域，学校における子どもの読書活動の推進	5
（1）家庭における子どもの読書活動の推進	5
（2）図書館における子どもの読書活動の推進	6
（3）公民館，児童館における子どもの読書活動の推進	7
（4）図書館における読書活動団体に対する支援	8
（5）学校における児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実	8
（6）学校における家庭・地域との連携による読書活動の推進	9
（7）学校における教職員の意識高揚	9
（8）学校における障がいのある子どもの読書活動の推進	10
（9）幼稚園や保育所・園における子どもの読書活動の推進	10
2 子どもの読書環境の整備・充実	11
（1）図書館における図書資料の整備・充実	11
（2）図書館における設備などの整備・充実	12
（3）図書館における司書の研修などの充実	12
（4）図書館における障がいのある子どもの読書活動を推進する ための諸条件の整備・充実	13
（5）図書館など関係機関の連携・協力の推進	13

(6) 学校図書館における図書の計画的整備	14
(7) 学校図書館における設備の整備・充実	15
(8) 学校図書館の情報化	15
(9) 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進	15
(10) 幼稚園や保育所・園における図書スペースの確保と 選書の工夫	16
3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	17
(1) 市全体での普及活動	17
(2) 家庭，地域，学校における普及活動	17
第4章 方策の効果的な推進に必要な事項	19
1 推進体制など	19
2 取組の体系及び行動目標	19
資料編	25
1 子どもの読書活動に関するアンケート調査	26
2 市内読書施設に関するアンケート調査	55
3 守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領	74
4 守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会委員	76
5 子どもの読書活動の推進に関する法律	77
6 子どもの読書活動の推進に関する法律に対する附帯決議	80
7 用語解説	81

第1章 はじめに

今日、私たちを取り巻く生活環境は、テレビ、ビデオ、ゲーム、インターネットなどの様々な情報メディアの発達・普及によって、めまぐるしく変化をしてきています。このような急速なライフスタイルの変化は子どもの心身の発達にいろいろな影響を与え、子どもの読書離れ、活字離れも急速に進んできているといわれています。

子どもの読書活動は、単に知識を得るだけでなく、創造力、表現力、感受性などを高めるとともに、人生をより豊かに生きるための力を身につけていく上できわめて重要であります。

平成18年6月の学校読書調査¹によりますと、1か月間に本を読む冊数の平均は、小学生が9.7冊、中学生が2.8冊となっています。また、1か月に1冊も読まなかった子どもの割合は、小学生6%、中学生23%となっています。守谷市が平成18年6月に実施した調査²によりますと1か月間に本を読む冊数の平均は、小学生が8.9冊、中学生が5.2冊となっています。また、1か月に1冊も読まなかった子どもの割合は、小学生3.2%、中学生7.3%となっています。

守谷市では、地域家庭を対象に、図書館が読書活動の中核施設として役割を果たすべく、子どもに対する個人貸出はもとより、各施設及び学校、保育所などへの団体貸出³を行い、子どもの読書活動を推進しています。また、保健センターで、3～4か月児健康診査時においてブックスタート⁴を実施しています。

図書館内では、子どもを対象に、ボランティア団体の協力によるおはなし会を実施しています。また、子ども自ら読書に親しめるよう、テーマ棚、新刊書棚、はじめての絵本コーナーなどを設けたり、子ども向けとしょかんだよりを発行したりしています。

幼稚園、保育所・園では、日々の活動の中で読み聞かせや絵本に親しむ時間を設けています。また、絵本コーナーを設けたり、家庭への絵本の貸出を行っていますが、本数が少なく環境が十分に整っているとはいえない状況です。

市内の小中学校では、授業開始前に朝の読書⁵活動が行われ、特に中学校では全校で毎日欠かさず実施されており、この結果、前述のように全国平均

の倍以上の読書量があり、不読者も少ないものと思われます。

平成 12 年に国は、読書の価値を認識し子どもの読書活動を支援する目的で同年を「子ども読書年」と決めました。翌年の平成 13 年には「子どもの読書活動の推進に関する法律 6」を制定し、この法律に基づき平成 14 年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 7」を策定しました。茨城県では、平成 15 年 8 月に開催された「いばらき子ども読書議会 8」における子どもからの読書活動に関する提案を踏まえつつ、平成 16 年 3 月に「いばらき子ども読書活動推進計画 9」を策定しました。

守谷市としても、国、県が策定しました計画を基本に、守谷市の現状と課題を踏まえ、子どもがあらゆる機会とあらゆる場所で、本と親しみ、本を楽しむことができる読書環境の整備にむけて、子どもの読書活動の推進に関する法律第 9 条 2 項に基づき、本計画を策定するものです。

第2章 基本の方針など

1 基本の方針

本計画は、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び茨城県の「いばらき子ども読書活動推進計画」を踏まえ、策定するものです。

そこで、本市における子ども読書活動推進の状況を考慮し、子どもが読書に親しむ機会を提供するため、次の3つを基本の方針とします。

家庭，地域，学校における子どもの読書活動の推進

子どもが自主的に読書活動を行うようになるためには、子どもの発達段階に応じて、読むことの喜びや楽しさを知り、読書体験を広げることができるよう、家庭・地域・学校がそれぞれ担う役割を果たすことが求められます。このような観点から、市は、その実現のために地域社会における諸機関団体と連携・協力しながら、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めます。

子どもの読書環境の整備・充実

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、見近なところに読書のできる環境を整備していくことが重要です。また、生涯にわたる読書習慣を身につけることができるように、いつでも、どこでも本と接することができる環境の充実に努める必要があります。また、子どもの読書活動推進には、司書¹⁰、司書教諭¹¹、読書ボランティア¹²などを育成、活用したり、保護者など大人が、自主的に本に親しみ、楽しんで読書することを見せることも大切です。このような観点から、市は、家庭における本との出会いや図書館、公民館、児童館、学校図書館などの施設における子どもの自発的な読書を促すような環境の整備・充実に努めます。

子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するため、社会的な関心と理解を深めるとともに、子ども自身が積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、あらゆる機会をとらえて、広く啓発・普及を図るよう努めます。

2 計画の対象

子ども読書活動の推進に関する法律第2条において、18歳以下の子どもを対象としていますが、ここでは、主に中学生までとします。

3 計画の期間

この計画は、守谷市の未来を担う子どもの心豊かな成長を促すため、子どもの読書活動推進に関する施策の方向及び具体的な取組を策定したものです。そのための実施期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とします。また、その後についても継続して見直していきます。

第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

1. 家庭，地域，学校における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

施策の方向

親や子どもに関わる大人に対して，子育てにおける読書の重要性を伝える啓発活動を行います。

具体的な取組

- 保護者会や家庭教育学級などでの読書活動の促進

図書館は，保育所・園や幼稚園，学校などの保護者会の活動を通じて，親子が読書に親しむことを奨励します。図書館は，家庭教育学級などでの読書活動を推進します。図書館は，保健センターにおける両親学級，子育て教室，小・中学校における家庭教育学級などを通じて，読み聞かせ¹³や読書の大切さを親が理解できるように努めます。

- ブックスタートの継続的な実施

図書館は，保健センターの3～4か月児健康診査に合わせて行っているブックスタートを継続して実施していきます。

図書館は，ブックスタート後のフォローとして，保健センターの1歳6か月及び3歳児健康診査の際に簡単な読み聞かせを行うなどして，読書の楽しさを親子に伝えるようにします。

- 絵本のリスト「はじめてのえほん¹⁴」の活用

図書館は，絵本のリスト「はじめてのえほん」を活用するため，ブックスタートの会場でもある保健センターや各公民館図書室にも「はじめてのえほん」コーナーを設け，子どもが絵本に出会う機会を増やします。

図書館は，市内の書店に協力を依頼し，市民が「はじめてのえほん」に掲載している本を容易に入手できるよう

にします。

(2) 図書館における子どもの読書活動の推進

施策の方向

図書館は、来館する子どもに対してはもちろん、来館することのない潜在的な利用者に対しても、積極的にサービスを提供するようにします。

また、図書館は、地域における読書活動の中心的な施設として、関係機関や団体を通して子どもの読書活動を推進します。

具体的な取組

● おはなし会の充実

図書館は、子どもが本に出会う機会を増やすため、図書館職員やボランティアによるおはなし会¹⁵を充実させます。

図書館は、読み聞かせの講習会を開催し、ボランティアの育成に努めます。

図書館は、子どもとかかわる時間が少なくなりがちな父親に対して、読み聞かせの講習会などを通し、本と子どもへのかかわりあいの機会を増やすように努めます。

● 行事や企画の実施

図書館は、毎年、子ども読書の日¹⁶(4月23日)を中心に、子どもの読書活動の推進を目的とした講演会やおはなし会などの行事を実施します。

図書館は、子どもが興味を持てるテーマを選び特集コーナーを設けるなど、本の並べ方を工夫します。

図書館は、年代別、テーマ別などのブックリストを作成します。また、それらに掲載した本のコーナーを設置します。

図書館は、来館者が自分の読んだ本を紹介し合えるような掲示板を設置します。

図書館は、スタンプラリーなど、子ども自身が読書の実績を実感できるような企画を実施します。

図書館職員が保育所・園や幼稚園、学校などの施設に出

張して、おはなし会やブックトーク¹⁷などを実施し、読書の楽しさを伝えるとともに図書館の利用も促します。

● レファレンスサービス¹⁸の充実

図書館は、子どもとその保護者からの読書についての相談を受け付けます。

図書館は、子どもを連れて来館した方に対しては、職員が本を選ぶお手伝いをします。

● ホームページの変更

図書館は、ホームページのレイアウトなどを工夫して、親子が一緒に楽しめるようなものにします。

図書館は、おすすめの本を紹介しているホームページや調べ学習に役立つホームページなどにリンクします。

図書館は、学校など、子どもに関連する市内の各施設のホームページにリンクします。

図書館は、子ども向けのイベントの案内などの情報を積極的に提供するようにします。

(3) 公民館、児童館などにおける子どもの読書活動の推進

施策の方向

公民館は、図書館と連携を図り、公民館図書室の図書館としての機能を充実させます。

児童館は、図書室の資料を充実させ、またボランティアなどによる読み聞かせ活動などを促進します。

具体的な取組

● 公民館図書室の充実

公民館は、図書館との連携をより強くし、公民館図書室の資料の充実に努めます。

公民館は、公民館図書室において、ボランティアなどの協力による読み聞かせが定期的開催されるようにします。

● 児童館図書室の充実

児童館は、図書館と協力し、児童館における子どもの読書活動のあり方を調査し、その調査結果を児童館図書室

の運営に活用します。

児童館は、図書館の団体貸出を利用し、児童館の図書
の充実を図ります。

(4) 図書館における読書活動団体に対する支援

施策の方向

地域における子どもの読書活動の広がりには、図書館や公民館、
児童館における活動とともに地域の読書グループ¹⁹など民間団
体の取組が重要です。このため、図書館は、自主的に活動する読
書推進団体との連携を推進します。

具体的な取組

- 読み聞かせなどの場の提供

図書館は、関係機関と協力して、図書館や公民館図書室、
児童館での読み聞かせなどの場を、読書グループに提供しま
す。

- 地区文庫活動を行う団体への支援

図書館は、大野地区や高野地区などの地区文庫活動の充実
を図る支援を行います。

(5) 学校における児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

施策の方向

学校は、朝の読書、読み聞かせなど全校一斉の読書活動や図書
委員会活動を推進していくことで読書の習慣化を図り、子どもが
自主的に読書に取り組む姿勢を育てます。

具体的な取組

- 朝の読書活動の実施

学校は、朝の読書活動を実施します。

- 学校独自の読書週間の設定

学校は、学校独自の読書週間を設定します。

- 読書習慣の確立した子ども（年間50冊以上）の表彰

学校は、読書習慣の確立した子ども（例えば、1年間で50
冊以上の本を読んだなど）を表彰し、子どもの読書への意欲
を高めます。

- 図書だより 20 の発行及び学校のホームページへの掲載
学校は、図書だよりの発行や学校のホームページへの掲載により、推薦図書（みんなにすすめたい一冊の本）²¹ や人気の本を紹介します。

（6）学校における家庭・地域との連携による読書活動の推進

施策の方向

学校は、子どもの読書活動を支援していくため、家庭や地域と連携を図り、学校の内外での自主的・主体的な読書活動を促す環境の整備を推進します。

具体的な取組

- 保護者やボランティアによる読み聞かせ活動の促進
学校は、保護者や学校支援ボランティアによる読み聞かせ活動を促進します。
- 総合的な学習の時間における学校図書館及び地域の図書館活用の支援
学校は、総合的な学習の時間に学校図書館及び地域の図書館での学習を取り入れ、その使い方を教えることにより、児童生徒の図書館活用を支援します。
- 保護者懇談会などを利用した読書に関する意見交換
学校は、保護者懇談会などを利用した読書に関する意見交換を行います。
- 児童クラブ及び子どもの居場所づくり事業での読み聞かせの推進
市は、児童クラブ及び子どもの居場所づくり事業において、放課後を利用したボランティアなどの協力による読み聞かせが定期的に行われるようにします。

（7）学校における教職員の意識高揚

施策の方向

学校は、子どもの読書活動に資する取組を推進していくため、学校図書館の活用方策や読書活動の促進方策についての先進的な

取組に関する情報交換や研究協議などを行うことにより、司書教諭をはじめとする学校関係者の意識の高揚を図ります。

具体的な取組

- 教職員向け啓発資料の活用
学校は、教職員向け啓発資料を活用します。
- 学校図書館を計画的に利用するための研究
学校は、学校図書館を計画的に利用するための研究を行います。
- 各種研究会などへの積極的参加
学校は、各種研究会や研修会へ積極的に参加します。

(8) 学校における障がいのある子どもの読書活動の推進

施策の方向

障がいのある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障がいの状態に応じた選書や環境の工夫などの推進を図ります。

具体的な取組

- 障がいの状態や発達に応じた図書資料の充実
学校は、障がいの状態や発達に応じた図書資料を充実させます。
- 読書空間の確保と書棚の工夫
学校は、子どものニーズに応じた場所や空間を確保し、書棚の高さなどを工夫します。
- 絵本、紙芝居などを利用した授業の工夫
学校は 絵本 紙芝居などを使い授業の展開を工夫します。

(9) 幼稚園や保育所・園における子どもの読書活動の推進

施策の方向

幼稚園及び保育所・園は、幼児期に様々な絵本との出会いを通して子どもの豊かな心や、想像力を育むことを目指して、幼稚園教育要領及び保育所・園保育指針に示されているように、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、教職員及び保育士の理解の促進に努めます。また、保護者に対しては、読み聞かせの重要性に関する啓発に努めます。

具体的な取組

- 絵本や読み聞かせ活動の推進

幼稚園及び保育所・園は、日々の保育に絵本の読み聞かせを位置付けます。“読み聞かせ”は読み手と聞き手相互の間で言葉を介したやり取りが生まれます。読み手のぬくもりや鼓動、声の響きやリズムが伝わり、一つの世界を共有して楽しむという時間の流れの中で、豊かな心を育み、絵本、紙芝居への興味、関心を高めます。
- 保護者への読み聞かせ啓発活動の推進

幼稚園及び保育所・園は、入所式・入園式や保育参観、保護者へのお便りなどを通して、年齢の発達に見合った絵本や図鑑、読んであげてほしい絵本を紹介していきます。また、保護者に対しては、乳幼児期における絵本との出会いの意義を周知します。
- 読書を通じた異年齢交流の推進

幼稚園及び保育所・園は、職場体験学習、保育体験学習などにより、乳幼児と中学生・高校生との交流の場を持ち、中学生・高校生と乳幼児が絵本、紙芝居の読み聞かせの楽しさを共有できる機会を設けていきます。
- 教職員及び保育士の意識高揚

幼稚園及び保育所・園は、読み聞かせや語り聞かせの方法などの研修会や講演会などの機会を据え積極的に参加するよう努めます。

2. 子どもの読書環境の整備・充実

(1) 図書館における図書資料の整備・充実

施策の方向

図書館は、多様化している子どもの興味・関心に対応するため、情報資料（データベース）を含む図書館資料の充実に努めます。また、外国籍の子どもの読書活動を推進するため、様々な言語

の資料収集に努めます。

具体的な取組

- 豊富で多様な児童図書 of 充実
 図書館は、豊富で多様な児童図書 of 充実を図ります。また、常に新しい情報が提供できるよう、古い図書 of 見直しを行います。
- レファレンスサービスの充実
 図書館は子どもの読書活動を推進するため、調べものの手伝いや相談に応じたりするなど、レファレンスサービスの充実に努めます。
- 「はじめてのえほん」コーナー及び「読み聞かせガイドブック」 of 充実
 図書館は、「はじめてのえほん」コーナーを充実させ、保護者のための「読み聞かせガイドブック」も充実させます。
- 洋書（児童書） of 積極的な収集
 図書館は、英米、ブラジル、中国、韓国などの代表的な児童図書を積極的に収集します。

(2) 図書館における設備などの整備・充実

施策の方向

図書館は、子どもや保護者が親しみやすく、利用しやすい施設づくりを進めます。また、児童 of 図書館利用 of 促進を図るため、常に快適な読書空間 of 整備・充実に努めます。

具体的な取組

- 乳幼児連れ of 保護者のための図書館施設 of 整備・充実
 図書館は、乳幼児連れ of 保護者のために、ベビーベッドなどの整備・充実に努めます。
- 親子が親しみやすい雰囲気づくり
 図書館は、季節に合わせて幼児向けの飾りつけを行うなど、館内を親子が親しみやすい雰囲気にするように努めます。

(3) 図書館における司書の研修などの充実

施策の方向

図書館は、子どもの読書活動を推進するため「子ども」や「児童資料」に精通し、かつ、学校図書館の相談・支援にも的確に対応のできる高い資質を持った司書など職員の養成・研修・配置に努めます。

具体的な取組

- 図書館職員の各種研修会への参加

図書館は、文部科学省や日本図書館協会、茨城県図書館協会などが開催する各種の研修に職員を参加させ、その知識・技術の向上を図ります。

- 司書資格取得講習会への計画的な職員派遣

図書館は、司書資格取得講習会へ職員を計画的に派遣し、図書館専門職員の養成を図ります。

(4) 図書館における障がいのある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

施策の方向

図書館は、障がいのある子どもに本との出会いが図られるよう、録音図書²²などの充実に努めます。また、点字図書館²³などとの連携を推進します。

具体的な取組

- 録音図書・大活字本²⁴などの資料の充実

図書館は、録音図書・大活字本などの資料を充実させます。

- 拡大読書器²⁵の利用の推進

図書館は、拡大読書器の利用を推進します。

- 点字図書館との連携強化

図書館は、点字図書館と連携を強化し、点字資料やその目録などを充実させます。

(5) 図書館など関係機関の連携・協力の推進

施策の方向

子どもの読書活動の推進には、図書館・公民館図書室・学校図書館などの関係機関の連携・協力が不可欠であることから、これら関係機関の連携・協力を推進します。

具体的な取組

- 他の図書館との連携・協力の推進

図書館は、茨城県図書館情報ネットワーク²⁶などを活用し、茨城県立図書館や県内の他の公共図書館と、子どもの読書活動推進についての情報交換や資料の相互貸借を推進します。

図書館は、国立の児童書専門図書館である「国際子ども図書館²⁷」の団体向けサービスを活用するとともに、国際子ども図書館の活動を参考にし取り入れていきます。

- 地域の読書グループなどとの連携・協力の推進

図書館は、地区文庫²⁸などの市内各読書グループに対して、情報提供や資料の貸出、文房具などの消耗品を提供するなどして、その活動を支援します。

- 学校との連携

図書館は、ブックトークなどの機会を通じて、図書館職員が学校図書館を訪問し、子どもの読書活動推進についての情報交換を行うように努めます。

図書館は、学校の授業などでの図書館見学を積極的に受け入れます。

図書館は、図書館職員、司書教諭、図書整理員²⁹とが常に情報交換できる体制をつくります。

(6) 学校図書館における図書の計画的整備

施策の方向

学校教育課は、学校図書館の図書資料を計画的に整備します。

具体的な取組

- 学校図書館の資料整備

学校は、学校図書館図書標準の定める冊数を下回っている学校図書館の資料を継続的に整備します。

- 社会情勢や子どものニーズに応じた図書の選定

学校は、社会情勢や子どものニーズに応じた図書資料の選定に努めます。また、常に新しい情報が提供できるよう古い図書の見直しを行います。

(7) 学校図書館における設備の整備・充実

施策の方向

学校は、学校図書館設備の充実を図ります。

具体的な取組

- 温かい雰囲気のある学校図書館の整備
学校は、子どもが読書を楽しみ、くつろげる空間を創出し、温かい雰囲気のある学校図書館の整備に努めます。
- 調べ学習などに活用できる学校図書館の推進
学校は、子どもの読書意欲を高め、調べ学習などに活用できる学校図書館を目指し、図書の種類や書架の工夫、本の紹介コーナーの設置を推進します。

(8) 学校図書館の情報化

施策の方向

図書館及び学校教育課は、図書館や学校図書館の蔵書を地域全体で共同利用し、子どもの多様な興味・関心に対応した学校図書館の活用を目指して、学校図書館の蔵書のデータベース化を図ります。

具体的な取組

- 蔵書のデータベース化の推進
図書館及び学校教育課は、学校図書館の蔵書のデータベース化を推進し、相互の蔵書検索が可能な体制づくりを進めます。
- 図書館と学校図書館との協力体制の構築
図書館及び学校教育課は、図書館と学校図書館の協力体制を構築し、地域全体での蔵書の共同利用を図ります。

(9) 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進

施策の方向

学校図書館の運営には、校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となり、教員や図書整理員などが連携・協力し、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要です。このため、学校教育課は、司書教諭の配置など、適

切な人的配置に努めます。

具体的な取組

- 司書教諭養成の促進

学校教育課は、教員に司書教諭養成講習の受講を勧め、資格取得者を増やします。

- 司書教諭への指導資料の作成

学校教育課は、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、司書教諭の職務内容についての指導資料を作成し教職員の意識の高揚を図ります。

- 図書整理員の勤務体制の見直し、養成指導の実施

学校教育課は、学校図書館の図書整理員の勤務体制などの見直し、また養成指導を実施し、学校図書館の機能の充実を図ります。

(10) 幼稚園や保育所・園における図書スペースの確保と選書の工夫
施策の方向

幼稚園及び保育所・園は、子どもが絵本などに親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティアなどと連携・協力するなどして、図書の整備が進むよう促します。

具体的な取組

- 図書コーナーの確保

幼稚園及び保育所・園は、乳幼児が、絵本や物語、図鑑などを身近なものとして感じられるような、親しみやすい雰囲気のある絵本コーナーの設置・充実を図ります。

幼稚園及び保育所・園は、子どもの旺盛な読書意欲に応えるため、関係機関との連携を密にし、図書館の団体貸出を積極的に活用するなどして豊富で多様な図書を用意します。

- 保護者・ボランティアなどとの連携・協力による絵本の読み聞かせの実施

幼稚園及び保育所・園は、保護者、ボランティアなどとの連携・協力による絵本の読み聞かせなどを行い、子どもが絵

本への興味をいただくような環境づくりを進めていきます。

3. 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

(1) 市全体での普及活動

施策の方向

市は、本計画及び子ども読書の日などを市民に周知するため、国や県の事業にあわせて広報活動を展開します。また、各市町村、学校、図書館、民間団体などにおける子ども読書活動推進に関する情報の収集に努め、それらを市民にも積極的に提供します。

具体的な取組

- パンフレットの配布

市は、本計画を周知するため、パンフレットを作成し、関係機関を通じて広く配布します。

- 広報もりや及びホームページなどへの掲載

市は、本計画や国及び県の計画、「子どもの読書活動の推進に関する法律」などを、広報もりや及びホームページはもちろん、ミニコミ紙なども活用して広く周知します。

- 「守谷親子読書の日（仮称） 30」の制定

市は、毎月第2土曜日を「守谷親子読書の日（仮称）」として、親子で本に親しむ機会の定着を図ります。

(2) 家庭、地域、学校における普及活動

施策の方向

図書館及び公民館、児童館、学校、幼稚園、保育所・園では、本計画を市民に周知するため、それぞれの施設においても広報・啓発活動を行います。また、各施設の職員に対しても意識高揚に努めます。

具体的な取組

- 図書館における取組

図書館は、ホームページに子どもの読書活動の推進に関する

るページを設置し、子ども読書活動推進に関する市内の活動事例を紹介するなど、積極的な情報提供に努めます。

図書館は、子ども読書の日や読書週間³¹（10月27日～11月9日）にあわせて、講演会や資料展示会などを実施します。

図書館は、図書館だよりなどの配布物を通じて、本計画の周知に努めます。

- 公民館及び児童館における取組
公民館及び児童館では、館内へのポスター掲示などを通じて、本計画の周知に努めます。
- 学校及び幼稚園、保育所・園における取組
学校及び幼稚園、保育所・園では、施設内へのポスター掲示や配布物（保護者向けも含む）などを通して、子どもはもちろん、その保護者に対しても、本計画の周知に努めます。
- 職員の意識高揚
関係するそれぞれの施設は、子ども読書活動推進についての活動例や情報を共有し、各施設の職員内においても本計画の周知と理解、意識高揚に努めます。

第4章 方策の効果的な推進に必要な事項

1 推進体制など

施策の方向

子どもの読書活動の一層の推進を図るためには、この取組を家庭や地域、学校を通じた社会全体での取組に発展させる必要があることから、関係機関が緊密に連携し、互いの取組などを協議することのできる総合的な推進体制を整備します。

具体的な取組

- 守谷市子ども読書活動推進会議（仮称）の設置

本計画を効果的に推進するため、市関係組織、学校、民間団体などから構成する子ども読書活動推進会議（仮称）を設置します。

- 守谷市子ども読書活動推進計画の実施状況の調査及び見直しの実施

守谷市子ども読書活動推進会議（仮称）は、本計画の実施状況を調査し、必要に応じて本計画の見直しをします。

2 取組の体系及び行動目標

施策の方向

本計画の取組体系と行動目標は次頁のとおりとします。

なお、市は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

子ども読書活動の推進

基本方針

家庭，地域，学校における
子どもの読書活動の推進

子どもの読書環境
の整備・充実

子どもの読書活動に
関する理解と関心の普及

連携協力

図書館における普及活動
司書の研修などの充実
図書館など関係機関の連携・協力の推進
障がいのある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備
設備などの整備・充実
図書資料などの整備・充実
読書活動団体に対する支援
子どもの読書活動の推進

図書館

学校における普及活動
学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進
学校図書館の整備・充実
設備の計画的整備
障がいのある子どもの読書活動の推進
教職員の意識の高揚
家庭・地域との連携による読書活動の推進
児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

学校

家庭・公民館・児童館、幼稚園・保育所・園との連携
家庭・地域における普及活動
幼稚園や保育所・園における図書スペースの確保と選書の工夫
幼稚園や保育所・園における子どもの読書活動の推進
公民館・児童館における子どもの読書活動の推進
家庭における子どもの読書活動の推進

地域

評価（チェック）

守谷市子ども読書活動推進会議（仮称）

評価・見直し・改善

評価・見直し・改善

子ども読書活動推進計画における行動目標1/4

	具体的な取組	指 標	現状値	目標値	所管
			H17	H23	
1. (1) 家庭における子どもの読書活動の推進 P5	保護者会や家庭教育学級などでの読書活動の促進	保護者会などでの読書活動の推進回数	年0回	年2回	図書館
	「ブックスタート」の継続的な実施	ブックスタートの実施	実施	継続	図書館
	絵本のリスト「はじめてのえほん」の活用	「はじめてのえほん」の配布数	460冊	600冊	図書館
(2) 図書館における子どもの読書活動の推進 P6	おはなし会の充実	おはなし会の回数	年27回	年36回	図書館
	行事や企画の実施	行事や企画の実施数	年10回	年15回	図書館
	レファレンスサービスの充実	児童のレファレンス受付数(全館)	277件	450件	図書館
	ホームページの変更	子ども版ホームページの更新回数	月1回	月2回	図書館
(3) 公民館, 児童館などにおける子どもの読書活動の推進 P7	公民館図書室の充実	図書室の1館当たり平均蔵書数	7,143冊	12,300冊	生涯学習課
	児童館図書室の充実	児童館図書室の蔵書数	2,300冊	3,450冊	児童福祉課
(4) 図書館における読書活動団体の活動に対する支援 P8	読み聞かせなどの場の提供	読み聞かせ場所の提供数	1か所	6か所	図書館
	地区文庫活動を行う団体への支援	地区文庫への図書提供冊数	233冊	400冊	図書館
(5) 学校における児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実 P8	朝の読書活動の実施	小学校の朝の読書の実施数	9校	継続	指導室
		中学校の朝の読書の実施数	4校	継続	指導室
	学校独自の読書週間の設定	読書週間の実施校	1校	13校	指導室
	読書習慣の確立した子ども(年間50冊以上)の表彰	表彰をしている学校数	9校	13校	指導室
	図書だよりの発行及び学校のホームページへの掲載	学校独自の図書だよりの発行校数	7校	13校	指導室
		推薦図書のHP掲載実施校数	0校	13校	指導室
(6) 学校における家庭・地域との連携による読書活動の推進 P9	保護者やボランティアによる読み聞かせ活動を促進	小学校におけるボランティアによる読み聞かせ実施数	5校	9校	指導室
	総合的な学習の時間での図書館活用の支援	総合的な学習の時間での図書館の活用	継続	拡充	指導室
	保護者懇談会などを利用した読書に関する意見交換	意見交換の実施数	0校	9校	指導室
	児童クラブ及び子どもの居場所づくり事業での読み聞かせの推進	ボランティア等による読み聞かせの実施	実施	拡充	児童福祉課 生涯学習課

子ども読書活動推進計画における行動目標2/4

	具体的な取組	指 標	現状値	目標値	所管
			(H17)	(H23)	
(7) 学校における教職員の意識高揚 P9	教職員向け啓発資料の活用	教職員向け啓発資料の作成・配布	継続	拡充	指導室
	学校図書館を計画的に利用するための研究	学校図書館を計画的に利用するための研究会の実施	0校	2校	指導室
	各種研究会などへの積極的な参加	視察研修の実施数	年1回	年2回	指導室
(8) 学校における障がいのある子どもの読書活動の推進 P10	障がいの状態や発達に応じた図書資料の充実	障がいのある子どものため資料数	1人1冊	1人6冊	指導室
	読書空間の確保と書棚の工夫	学校図書館内装飾の実施	実施	継続	指導室
	絵本、紙芝居などを利用した授業の工夫	授業での絵本・紙芝居などの使用回数	年3回	年11回	指導室
(9) 幼稚園や保育所・園における子どもの読書活動の推進 P10	絵本や読み聞かせ活動の推進	幼稚園による毎日の読み聞かせ実施数	5か所	6か所	学校教育課
		保育所・園による毎日の読み聞かせ実施数	3か所	6か所	児童福祉課
	保護者への読み聞かせ啓発活動の推進	保護者への読み聞かせ啓発（幼稚園）	6か所	継続	学校教育課
		保護者への読み聞かせ啓発（保育所・園）	6か所	継続	児童福祉課
	読書を通じた異年齢交流の推進	中・高校生による乳幼児への読み聞かせの実施回数（保育所・園）	年26回	年30回	児童福祉課
	教職員及び保育士の意識高揚	読み聞かせなどの研修会の参加回数（幼稚園）	年3回	年4回	学校教育課
読み聞かせなどの研修会の参加回数（保育所・園）		年2回	年3回	児童福祉課	
2.(1) 図書館における図書資料の整備・充実 P11	豊富で多様な児童図書の充実	図書館の児童書年間受入冊数	1,520冊	1,700冊	図書館
		図書館の児童書の年間貸出冊数	125,737冊	170,000冊	図書館
	レファレンスサービスの充実	子ども用レファレンスカウンターの設置	未設置	設置	図書館
	「はじめてのえほん」コーナー及び「読み聞かせガイドブック」の充実	「はじめてのえほん」コーナーを設置	設置	拡充	図書館
		保護者のための「読み聞かせガイドブック」を設置	未設置	設置	図書館
洋書（児童書）の積極的な収集	図書館の洋書（児童書）の蔵書数	755冊	1,200冊	図書館	

子ども読書活動推進計画における行動目標3/4

	具体的な取組	指 標	現状値	目標値	所管
			H17	H23	
(2) 図書館における設備などの整備・充実 P12	乳幼児連れの保護者のための図書館施設の整備・充実	乳幼児向けの館内設備の設置	設置	拡充	図書館
	親子が親しみやすい雰囲気づくり	館内装飾の実施回数	年2回	年4回	図書館
(3) 図書館における司書の研修などの充実 P12	図書館職員の各種研修会への参加	各種研修会の参加回数	年7回	年12回	図書館
	司書資格取得講習会への計画的な職員派遣	研修会の参加数	0人	1人	図書館
(4) 図書館における障がいのある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実 P13	録音図書・大活字本などの資料の充実	録音図書の受入	実施	拡充	図書館
		大活字本の受入	実施	拡充	図書館
	拡大読書器の利用の推進	拡大読書器の広報・P R	実施	拡充	図書館
	点字図書館との連携強化	点字図書及び録音図書の借受点数	72点	130点	図書館
(5) 図書館など関係機関の連携・協力の推進 P13	他の図書館との連携・協力の推進	相互貸借数	1,554冊	1,600冊	図書館
	地域の読書グループなどとの連携・協力の推進	読書グループ数	2団体	4団体	図書館
	学校との連携	ブックトークの実施校数	1校	13校	図書館
(6) 学校図書館における図書の計画的整備 P14	学校図書館の資料整備	学校図書館図書標準の未達成校	2校	0校	学校教育課
	社会情勢や子どものニーズに応じた図書の選定	1校当たり児童図書の平均購入冊数	225冊	340冊	学校教育課
(7) 学校図書館における設備の整備・充実 P14	温かい雰囲気のある学校図書館の整備	図書室の改善校	0校	4校	学校教育課
	調べ学習などに活用できる学校図書館の推進	紹介本のコーナー設置数	2校	13校	学校教育課

子ども読書活動推進計画における行動目標4/4

	具体的な取組	指 標	現状値	目標値	所管
			H17	H23	
(8) 学校図書館の情報化 P15	蔵書のデータベース化の推進	学校図書館データベース化数	0校	13校	学校教育課 図書館
	図書館と学校図書館との協力体制の構築	図書館と学校図書館間の配送システムの構築	0校	13校	学校教育課 図書館
(9) 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進 P15	司書教諭養成の促進	資格取得者数	30人	40人	学校教育課
	司書教諭への指導資料の作成	指導資料(マニュアル作成数)	0校	13校	学校教育課
	図書整理員の勤務体制の見直し、養成指導の実施	1校当たりの図書整理員の出勤数	週3日	週5日	学校教育課
		1校当たりの1日の従事時間数	3時間	5時間	学校教育課
(10) 幼稚園や保育所・園における図書スペースの確保と選書の工夫 P16	図書コーナーの確保	幼稚園の図書コーナーの充実	実施	拡充	学校教育課
		保育所・園の図書コーナー数(保育所・園)	25か所	拡充	児童福祉課
	保護者、ボランティアなどと連携・協力による絵本の読み聞かせの実施	保護者・ボランティアなどによる読み聞かせ実施園数(幼稚園)	3か所	全か所	学校教育課
		保護者・ボランティアなどによる読み聞かせ実施数(保育所・園)	年2回	年4回	児童福祉課
3.(1) 市全体での普及活動 P17	広報もりや及びホームページなどへの掲載	ホームページ更新回数	年12回	年12回	図書館
	「守谷親子読書の日(仮称)」の制定	「守谷親子読書の日(仮称)」の実施	未実施	実施	図書館
(2) 家庭、地域、学校における普及活動 P17	図書館における取組	子どもの読書活動の推進に関するホームページの設置	未設置	設置	図書館
		講演会などの実施数	年4回	年4回	図書館
	公民館及び児童館における取組	市の広報回数	年12回	年12回	図書館
		としょかんだより回数	年12回	年12回	図書館
	学校及び幼稚園、保育所・園における取組	職員の意識高揚	ホームページ変更回数	年12回	年12回
推進体制など P19	守谷市子ども読書活動推進会議(仮称)の設置	会議実施数	未実施	年1回	図書館
	守谷市子ども読書活動推進計画の実施状況の調査及び見直しの実施	見直し回数	未実施	年1回	図書館

行動目標の現状値のデータは、平成17年度実績及び平成18年7月に実施しました市内読書施設のアンケート結果を引用しています。